

令和4年12月27日
株式会社スギモト
代表取締役社長 杉本 直広

行政処分による営業停止のご通知とお詫び

お客様各位

謹啓

このたび、弊社お客様構内への空調機器設置工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条への違反が認められ、このことが建設業法第28条第2項第2号に該当するため、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所より下記の通り営業停止処分を受けました。

弊社では、今般の営業停止という行政処分を厳粛に受け止め深く反省し、このような事態を二度と起こさないようコンプライアンス経営を厳格にしていまいる所存でありますので、今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう伏してお願い申し上げます。
取り急ぎ、ご迷惑とご心配をおかけしましたことのお詫びと再発防止の御約束を申し上げます。

敬白

記

[営業停止期間]

令和5年1月4日 から 令和5年1月6日までの3日間

[停止を命じられました営業の範囲]

建設業に係る営業の全部

注1)「建設に係る営業」とは、注文者から新規の見積作成、請負契約、工事の追加、交渉等を言う。

注2)既に締結済の請負契約に基づく建設工事の施工、アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工は行う事が可能。

以上